

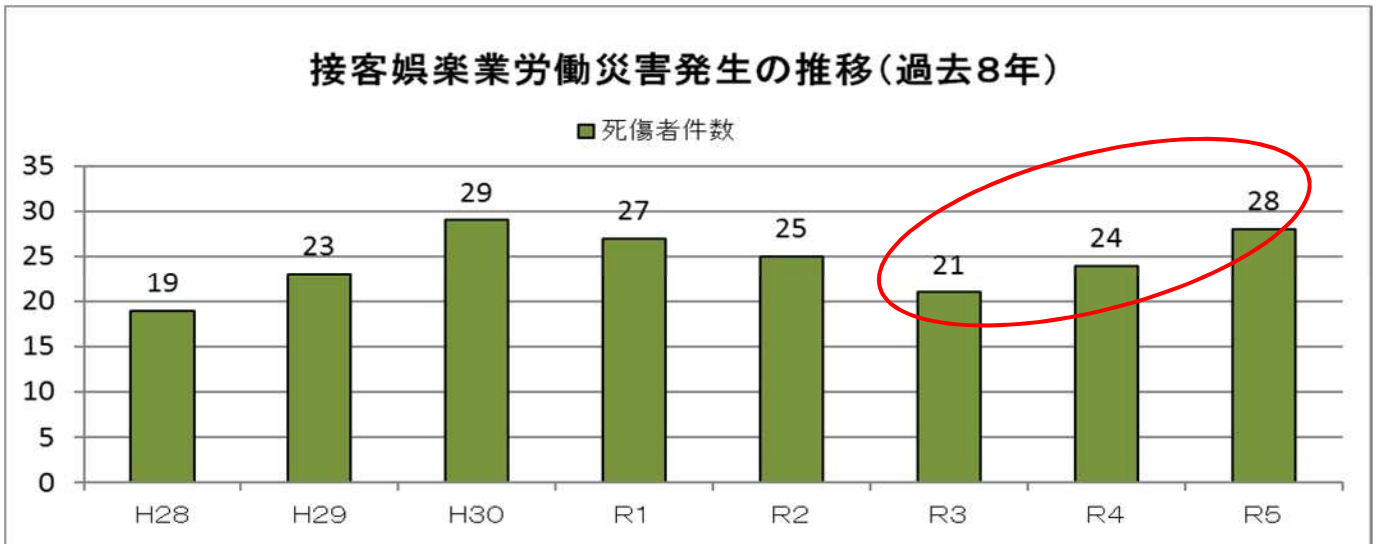
防ごう!!

接客娯楽業における労働災害

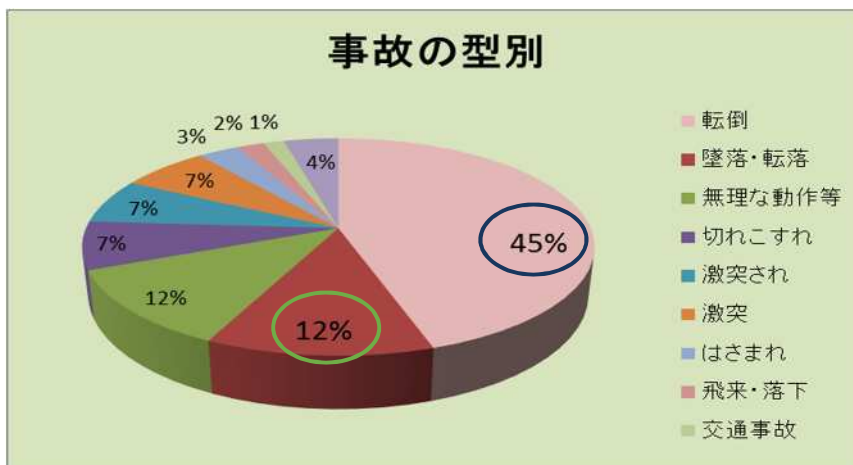
小樽労働基準監督署倶知安支署管内の接客娯楽業における労働災害は、平成29年以降7年連続で20件以上発生しており、新型コロナウイルス感染症流行の影響により令和3年ごろ一旦件数が減少したものの、ここ数年は増加傾向にあります。また、当該業種において昨年は2件の死亡災害が発生しております。

このような状況の中、労働災害発生に歯止めをかけるためにも、今一度現在の作業方法を確認し、安全な作業に心がけ労働災害の防止対策を積極的に進めていきましょう。

接客娯楽業における労働災害の発生状況



接客娯楽業における労働災害の特徴



労働災害を事故の型別で見ると、凍結路面等での転倒災害が最も多く、全体の45%を占めています。

次いで、屋根の除雪時、はしご作業時での墜落災害が12%を占めており、2つの事故の型で全体の約60%を占めている状況です。

小樽労働基準監督署倶知安支署

接客娯楽業における労働災害を防止するために

転倒災害防止について

下記事項が実施されているか確認しましょう！

- 敷地内に安全通路を設定しているか。
- 段差や凹凸等の改善がされているか。
- 凍結しやすい箇所に融雪剤等が散布されているか。
- 滑りにくい靴が使用されているか。
- 急ぐあまり、転倒しやすい無理な動作をしていないか。
- 歩きスマホを行っていないか。



墜落災害防止について

令和5年にはしごから墜落した死亡災害が発生しております。また、屋根除雪時の墜落災害も多数発生しています。

下記事項が実施されているか確認しましょう！

- 高さ2 m以上の作業箇所に手すり等が設置されているか。
- 手すり等の設置が困難な場合、墜落制止用器具を使用しているか。また、当該器具のフック等を適切にかけるための親綱等取付設備が設けられているか。
- 墜落時保護用のヘルメットを着用し、あごひもを締めているか。
- はしご作業について、人が下で支えるなど転位防止を行っているか。

機械取扱い作業における安全対策について

令和5年に、乗用草刈り機を使用中製造メーカーで示す取扱い方法以外の作業方法により死亡災害が発生しています。各種機械の取扱いにおいて、下記事項に注意しましょう！

- 製造メーカーが禁止している取扱い方法となっていないか。
(当該機械の取扱い説明書を確認しましょう)
- 機械の回転軸、歯車、コンベアベルト等に覆いがあるか。
- 機械の修理、掃除等を行う際、機械を停止しているか。また、停止した際、不意に起動されないよう表示をしているか。

歯車等には覆い等が必要
ベルトとプーリー

